

フランスの温暖化対策税制の検討の経緯

1. 温暖化対策税に関するフランスでの議論の経緯

2000年1月 ○ 京都議定書の温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた温室効果ガス対策計画の採択。

○ 同計画の中で「汚染事業総合税 (TGAP)¹」を2001年1月からエネルギー消費に拡大することが提案された。

2000年12月 ○ 上記の政府提案が、フランス議会を通過。

○ 憲法院において、政府提案と憲法との整合性についてチェック。「違憲である」旨の判断。政府提案の棄却（理由は制度設計上の問題であり、温暖化対策税の考え方そのものが違憲とされたものではない。）

その後、フランスにおける温暖化対策税の議論はその後進展していない。

2. 提案された温暖化対策税の内容

○ 対象：年間のエネルギー消費量が石油換算 100t 以上の企業（農林漁業は対象外）

○ 免税措置対象：エネルギー集約型産業（企業が国際競争にさらされている程度やエネルギー消費原単位等を考慮（製鉄、非鉄金属、アルミニウム、造船、化学、窒素肥料産業等）。）

○ 課税対象：重油、石炭、LPG 天然ガス、電力など

3. 憲法院による違憲判決（200-441 DC-28 12月 2000 決定第 37 条）の内容

修正法 37 条第 1 項は、TGAP（汚染事業総合税 la taxe generale sur les activites polluants）の課税対象を関税コード 266 条にもとづく化石燃料に拡大することを規定している。しかし、これは税の公平性の原則に反するとして批判された。

課税対象者が公共の利益に即した協調行動を行うように刺激する目的で、特定の者に対して課税を行う場合、その目的に直接的に関係する規定は、税の公平性の概念により導入が不適当とされることはない。

本法律の目的は、企業にエネルギー製品の消費をコントロールさせることで、国際公約のフレームワークにおけるフランスの温暖化対策を強化するものである。

したがって、税の公平性に反するという批判に対しては、公共の利益の目的の追求のもと、本法本条項の措置の適切性について判断するのが適当である。

法 37 条に規定されている税の算出方法では、例えば、ある会社のエネルギー消費量が別の会社よりも少ない場合でも、ある会社は別の会社より、多くの税金を払うことがありえる。

他方で、フランスにおける発電構成とその自給自足性に鑑みれば、電力消費の抑制は二酸化炭素の削減にはほんのわずかしが貢献せず、また、化石燃料製品を他のエネルギーに置き換えることが地球温暖化対策を促進する。

これら点から、税の原理と最終形態との間の明らかな不適切性から、憲法院は法律 37 条 1 項が税の公平性に反すると判断する。

¹ TGAP とは、既存の環境汚染に対する課税（工業汚染、一般廃棄物、特定産業廃棄物、航空機騒音等）を再編したものととして 1999 年に創設された税。

表1 フランスの電源構成 (2001年)

エネルギー源	発電電力量[GWh]	割合
石炭	24,581	4.5%
石油	5,381	1.0%
天然ガス	16,795	3.1%
バイオマス	1,550	0.3%
廃棄物	1,505	0.3%
原子力	421,072	76.5%
水力	78,579	14.3%
地熱	0	0.0%
太陽光	1	0.0%
太陽熱	0	0.0%
その他	668	0.1%
合計	550,132	100.0%

出典) IEA, Energy Statistics